

## 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和7年度下難波地区ほか2地区に係る換地関係業務委託																																					
履行場所	松山市下難波・浅海原・由良・堀江・中島・泊地区																																					
委託の内容	本業務は、県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）における下難波地区ほか2地区（浅海原及び由良地区）および畠地帯総合整備事業における堀江地区ほか2地区（中島及び泊地区）に係る換地関係業務を行うもので、事業実施するために必要な換地計画書等を作成する。																																					
履行期間	令和 7 年 8 月 8 日 ~ 令和 8 年 2 月 27 日																																					
契約年月日	令和 7 年 8 月 8 日																																					
契約金額	25,080,000 円			※単価契約の場合の単価																																		
契約の相手方	住所	松山市愛光町1-24（県土連ビル）																																				
	名称	愛媛県土地改良事業団体連合会																																				
選定理由	愛媛県土地改良事業団体連合会は、県下全ての換地業務を手掛けており、当該委託業務に関して、専門的な技術・知識・資料（換地業務に必要な資料）を県内で唯一有している。また、換地業務は「換地業務における土地改良換地土の関与の範囲の拡大について」（昭和59年3月7日付け農林水産省構造改善局長通知）において、土地改良換地土の関与が求められているが、当該組織には、土地改良換地土が多数在籍しており、本委託業務の地域の農地等の事情にも精通している唯一の団体である。																																					
契約担当課	農林水産施設整備課																																					
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号																																					

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。